

## 北海道受動喫煙防止対策推進プランの素案（案）について

次期計画案（新）	現行計画（旧）	変更の考え方
<p>北海道受動喫煙防止対策推進プラン</p> <p>令和6年度(2024年度)～ 令和17年度(2035年度)</p> <p>&lt; 北海道受動喫煙防止条例に規定する基本計画 &gt; 令和6年(2024年)4月</p> <p>北海道保健福祉部</p> <p>目次</p> <p>第1 計画策定の趣旨</p> <p>第2 計画(北海道受動喫煙防止対策推進プラン)の位置付け</p> <p>第3 計画期間</p> <p>第4 受動喫煙による健康影響</p> <p>第5 道内の現状</p> <p>1 喫煙の状況</p> <p>2 公共施設等における受動喫煙防止対策の状況</p> <p>第6 受動喫煙防止対策の基本的な考え方</p> <p>第7 受動喫煙防止対策に関する具体的施策</p> <p>1 普及啓発</p> <p>2 学習機会の確保</p> <p>3 市町村及び事業者等の取組の促進</p> <p>4 実施状況の調査</p> <p>5 体制の整備</p> <p>第8 法と連動した受動喫煙防止の取組の推進</p> <p>第9 その他の取組</p> <p>第10 数値目標</p> <p>第11 計画の進行管理と評価</p> <p>第1 計画策定の趣旨</p> <p>本道においては、成人喫煙率や肺がんの死亡率・罹患率がともに全国よりも高く、特に、未来を担う子どもたちなどに受動喫煙を生じさせない環境づくりを積極的に推進することが重要であることから、平成30年(2018年)に改正された健康増進法や道議会における「受動喫煙ゼロの実現を目指す決議」、さらには、「北海道がん対策六位一体協議会」からの要望などを踏まえ、令和2年(2020年)3月に「北海道受動喫煙防止条例」(令和2年3月31日条例第4号)(以下「条例」という。)を制定しました。</p> <p>本条例の制定に伴い、道内における受動喫煙防止対策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的に、条例に規定する普及啓発や学習機会の確保等の防止対策に関する具体的な施策のほか、適切な分煙環境の整備など法と連動した取組等を定めた「北海道受動喫煙防止対策推進プラン」を策定することとしており、第1期プラン(令和3年度～令和5年度)終了に伴い、第2期プランを策定します。</p> <p>なお、本プランは、「北海道健康増進計画(改訂版)」(以下「すこやか北海道21」という。)の喫煙領域の目標実現に向けた付</p>	<p>北海道受動喫煙防止対策推進プラン</p> <p>令和3年度(2021年度)～ 令和5年度(2023年度)</p> <p>&lt; 北海道受動喫煙防止条例に規定する基本計画 &gt; 令和3年(2021年)10月</p> <p>北海道保健福祉部</p> <p>目次</p> <p>第1 計画策定の趣旨</p> <p>第2 計画(北海道受動喫煙防止対策推進プラン)の位置付け</p> <p>第3 計画期間</p> <p>第4 受動喫煙による健康影響</p> <p>第5 道内の現状</p> <p>1 喫煙の状況</p> <p>2 公共施設等における受動喫煙防止対策の状況</p> <p>第6 受動喫煙防止対策の基本的な考え方</p> <p>第7 受動喫煙防止対策に関する具体的施策</p> <p>1 普及啓発</p> <p>2 学習機会の確保</p> <p>3 市町村及び事業者等の取組の促進</p> <p>4 実施状況の調査</p> <p>5 体制の整備</p> <p>第8 法と連動した受動喫煙防止の取組の推進</p> <p>第9 その他の取組</p> <p>第10 数値目標</p> <p>第11 計画の進行管理と評価</p> <p>第1 計画策定の趣旨</p> <p>本道においては、成人喫煙率や肺がんの死亡率・罹患率がともに全国よりも高く、特に、未来を担う子どもたちなどに受動喫煙を生じさせない環境づくりを積極的に推進することが重要であることから、平成30年(2018年)に改正された健康増進法や道議会における「受動喫煙ゼロの実現を目指す決議」、さらには、「北海道がん対策六位一体協議会」からの要望などを踏まえ、令和2年(2020年)3月に「北海道受動喫煙防止条例」(令和2年3月31日条例第4号)(以下「条例」という。)を制定しました。</p> <p>本条例の制定に伴い、道内における受動喫煙防止対策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的に、条例に規定する普及啓発や学習機会の確保等の防止対策に関する具体的な施策のほか、適切な分煙環境の整備など法と連動した取組等を定めた「北海道受動喫煙防止対策推進プラン」を策定します。</p> <p>なお、本プランは、「北海道健康増進計画(改訂版)」(以下「すこやか北海道21」という。)の喫煙領域の目標実現に向けた付</p>	<p>○文言の修正</p> <p>○文言の削除</p>

<p>属計画である「たばこ対策推進計画(改訂版)」(以下「たばこ対策推進計画」という。)のうち、受動喫煙の防止に関する分野を改訂し策定するものです。</p> <p>第2 計画(北海道受動喫煙防止対策推進プラン)の位置付け 条例第8条に規定する「基本計画」の位置付けとします。</p> <p>第3 計画期間 「<u>すこやか北海道21</u>(たばこ対策推進計画)」の計画期間(令和6年度(2024年度)～令和17年度(2035年度))に合わせ、令和18年(2036年)3月31日までとします。</p> <p>第4 受動喫煙による健康影響 受動喫煙によってリスクが高まる病気には、肺がん、虚血性心疾患、脳卒中、乳幼児突然死症候群(SIDS)があり、年間約15,000人が受動喫煙を受けなければ、これらの疾患で死亡せずに済んだものと推計されています。</p> <p>第5 道内の現状 1 喫煙の状況 2022年国民生活基礎調査(厚生労働省)によると、本道における成人喫煙率は、男性28.1%、女性13.2%であり、男女とも全国平均(男性25.4%、女性7.7%)を上回っており、47都道府県中では、男性は第〇位、女性は第〇位となっています。また、男女合計では、本道20.1%、全国平均16.1%であり、47都道府県中では、第〇位となっています。</p> <p>2 公共施設等における受動喫煙防止対策の状況 令和4年度(2022年度)に道が実施した受動喫煙防止対策に関する施設調査によると、第一種施設では93.7%、第二種施設では89.6%、市町村が管理する施設では98.6%、飲食店では84.9%が屋内において禁煙や分煙などの受動喫煙防止対策を実施しており、健康増進法の改正や条例が制定されたことにより、様々な施設において対策が進められています。 なお、道が管理する施設については、指定管理等である一部の施設を除き、道庁本庁舎や振興局庁舎などにおいて、令和2年(2020年)6月から敷地内禁煙を実施しています。</p> <p>第6 受動喫煙防止対策の基本的な考え方 条例に規定する3つの基本理念について、受動喫煙防止対策を推進するための基本的な考え方とします。</p> <p>1 受動喫煙が健康に悪影響を及ぼすことを認識し、全ての方に望まない受動喫煙を生じさせない「受動喫煙ゼロ」の実現を目指します。 2 受動喫煙により健康を損なうおそれが高い20歳未満や妊婦の方々に対し、特に配慮して受動喫煙防止対策を推進します。 3 道や道民、事業者、関係団体のそれぞれの責務の下、協働しながら道民運動として受動喫煙防止対策を推進します。</p> <p>(基本理念) 第3条 受動喫煙防止対策は、受動喫煙が人の健康に悪影響を及ぼすものであるとの認識の下に、全ての者に望まない受動喫煙を生じさせない「受動喫煙ゼロ」の実現を目指して推進する。 2 受動喫煙防止対策は、特に20歳未満の者及び妊娠中の者(以下「妊婦」という。)について、受動喫煙が健康に悪影響を及ぼすおそれが高いことに配慮して推進する。 3 受動喫煙防止対策は、国、道、市町村、道民、事業者及び関係団体の適切な役割分担の下に、一体的に推進する。</p>	<p>属計画である「たばこ対策推進計画(改訂版)」(以下「たばこ対策推進計画」という。)のうち、受動喫煙の防止に関する分野を改訂し策定するものです。</p> <p>第2 計画(北海道受動喫煙防止対策推進プラン)の位置付け 条例第8条に規定する「基本計画」の位置付けとします。</p> <p>第3 計画期間 「たばこ対策推進計画」の計画期間(平成30年度(2018年度)～令和5年度(2023年度))に合わせ、令和6年(2024年)3月31日までとします。</p> <p>第4 受動喫煙による健康影響 受動喫煙によってリスクが高まる病気には、肺がん、虚血性心疾患、脳卒中、乳幼児突然死症候群(SIDS)があり、年間約15,000人が受動喫煙を受けなければ、これらの疾患で死亡せずに済んだものと推計されています。</p> <p>第5 道内の現状 1 喫煙の状況 2019年国民生活基礎調査(厚生労働省)によると、本道における成人喫煙率は、男性31.7%、女性14.9%であり、男女とも全国平均(男性28.8%、女性8.8%)を上回っており、47都道府県中では、男性は第9位、女性は第1位となっています。また、男女合計では、本道22.6%、全国平均18.3%であり、47都道府県中では、第1位となっています。</p> <p>2 公共施設等における受動喫煙防止対策の状況 令和2年度(2020年度)に道が実施した受動喫煙防止対策に関する施設調査によると、第一種施設では96.5%、第二種施設では83.2%、市町村が管理する施設では95.5%、飲食店では82.2%が屋内において禁煙や分煙などの受動喫煙防止対策を実施しており、健康増進法の改正や条例が制定されたことにより、様々な施設において対策が進められています。 なお、道が管理する施設については、指定管理等である一部の施設を除き、道庁本庁舎や振興局庁舎などにおいて、令和2年(2020年)6月から敷地内禁煙を実施しています。</p> <p>第6 受動喫煙防止対策の基本的な考え方 条例に規定する3つの基本理念について、受動喫煙防止対策を推進するための基本的な考え方とします。</p> <p>1 受動喫煙が健康に悪影響を及ぼすことを認識し、全ての方に望まない受動喫煙を生じさせない「受動喫煙ゼロ」の実現を目指します。 2 受動喫煙により健康を損なうおそれが高い20歳未満や妊婦の方々に対し、特に配慮して受動喫煙防止対策を推進します。 3 道や道民、事業者、関係団体のそれぞれの責務の下、協働しながら道民運動として受動喫煙防止対策を推進します。</p> <p>(基本理念) 第3条 受動喫煙防止対策は、受動喫煙が人の健康に悪影響を及ぼすものであるとの認識の下に、全ての者に望まない受動喫煙を生じさせない「受動喫煙ゼロ」の実現を目指して推進する。 2 受動喫煙防止対策は、特に20歳未満の者及び妊娠中の者(以下「妊婦」という。)について、受動喫煙が健康に悪影響を及ぼすおそれが高いことに配慮して推進する。 3 受動喫煙防止対策は、国、道、市町村、道民、事業者及び関係団体の適切な役割分担の下に、一体的に推進する。</p>	<p>○文言の修正</p> <p>○データ更新</p> <p>○データの更新</p>
--	---	--

第7 受動喫煙防止対策に関する具体的施策

道は、「6 受動喫煙防止対策の基本的な考え方」に基づき、条例第9条から第13条に規定する5つの施策を基本的な柱として、受動喫煙防止対策を推進します。

1 普及啓発

第9条 道は、道民等、事業者及び関係団体に対し、受動喫煙が人の健康に悪影響を及ぼすことについての理解を深めさせるとともに、自発的な受動喫煙防止対策を促進するため、普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

<主な施策>

説明会等の開催	道民や事業者等に対し、条例の趣旨や受動喫煙が人の健康に悪影響を及ぼすことを幅広く周知するため、各地域(道立保健所単位)で説明会等を開催します。
ポスターやリーフレットの配布等	道民や観光客等の道内滞在者(外国人を含む)(以下「道民等」という。)、事業者、関係団体等に対し、条例の趣旨や受動喫煙が人の健康に悪影響を及ぼすことを幅広く周知するため、ポスターやリーフレットを配布します。 また、道の広報インフラ(広報誌の全戸配布や新聞紙面の利用など)を活用した情報発信に努めます。
ポータルサイトによる情報提供	「北海道受動喫煙防止ポータルサイト」を開設し、道民、20歳未満、妊婦、保護者、道内滞在者、外国人、市町村、事業者、関係団体等の対象ごとに、受動喫煙の防止に関して、きめ細やかな情報提供を行います。
SNS等による情報発信	「ほっかいどう健康づくりX(旧 ツイッター)」の他、デジタル技術を活用し、道民等、市町村、事業者、関係団体等に対し、国や道が実施する受動喫煙防止対策等に関する情報を速やかに発信します。
子どもや妊婦を取り巻く環境への働きかけ	受動喫煙により健康を損なうおそれが高い20歳未満や妊婦の方々に対し、受動喫煙が人の健康に悪影響を及ぼすことや、特に配慮して受動喫煙防止対策を推進する必要があることについて、市町村や関係団体等と連携を図りながら、家庭や職場等への普及啓発を行います。
普及啓発等の取組による効果を把握	条例の認知度や受動喫煙の機会を有する者の割合について、「健康づくり道民調査」(すこやか北海道21の中間評価を目的に実施)等において把握します。

2 学習機会の確保

第10条 道は、道民、事業者及び関係団体に対し、受動喫煙防止対策に関する理解を深めさせるため、受動喫煙防止対策に関する学習の機会を確保するための必要な措置を講ずるものとする。

2 道は、20歳未満の者及び妊婦について受動喫煙がその健康に悪影響を及ぼすおそれが高いことに関する理解を深められるよう、これらの者に対し、知識の習得に必要な措置を講ずるものとする。

第7 受動喫煙防止対策に関する具体的施策

道は、「6 受動喫煙防止対策の基本的な考え方」に基づき、条例第9条から第13条に規定する5つの施策を基本的な柱として、受動喫煙防止対策を推進します。

1 普及啓発

第9条 道は、道民等、事業者及び関係団体に対し、受動喫煙が人の健康に悪影響を及ぼすことについての理解を深めさせるとともに、自発的な受動喫煙防止対策を促進するため、普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

<主な施策>

説明会等の開催	道民や事業者等に対し、条例の趣旨や内容等を幅広く周知するため、各地域(道立保健所単位)で説明会等を開催する。
ポスターやリーフレットの配布等	道民や観光客等の道内滞在者(外国人を含む)(以下「道民等」という。)、事業者、関係団体等に対し、条例の趣旨や内容等を幅広く周知するため、ポスターやリーフレットを配布する。 また、道の広報インフラ(広報誌の全戸配布や新聞紙面の利用など)を活用した情報発信に努める。
ポータルサイトによる情報提供	「北海道受動喫煙防止ポータルサイト」を開設し、道民、20歳未満、妊婦、保護者、道内滞在者、外国人、市町村、事業者、関係団体等の対象ごとに、受動喫煙の防止に関して、きめ細やかな情報提供を行う。
ツイッターによる情報発信	「ほっかいどう健康づくりツイッター」を開設し、道民等、市町村、事業者、関係団体等に対し、国や道が実施する受動喫煙防止対策等に関する情報を速やかに発信する。
子どもや妊婦を取り巻く環境への働きかけ	受動喫煙により健康を損なうおそれが高い20歳未満や妊婦の方々に対し、特に配慮して受動喫煙防止対策を推進する必要があることについて、市町村や関係団体等と連携を図りながら、家庭や職場等への普及啓発を行う。
普及啓発等の取組による効果を把握	条例の認知度や受動喫煙の機会を有する者の割合について、「健康づくり道民調査」(5年毎実施)等において把握する。

2 学習機会の確保

第10条 道は、道民、事業者及び関係団体に対し、受動喫煙防止対策に関する理解を深めさせるため、受動喫煙防止対策に関する学習の機会を確保するための必要な措置を講ずるものとする。

2 道は、20歳未満の者及び妊婦について受動喫煙がその健康に悪影響を及ぼすおそれが高いことに関する理解を深められるよう、これらの者に対し、知識の習得に必要な措置を講ずるものとする。

○条例の趣旨の追記及び文言の修正

○条例の趣旨の追記及び文言の修正

○文言の修正

○名称変更及び文言の修正

○条例の趣旨の追記及び文言の修正

○内容及び文言の修正

<主な施策>

受動喫煙防止対策に係る健康教育資料の作成等	家庭、妊産婦、子ども、企業等における受動喫煙防止対策に関する学習の機会を確保するため、オンライン等にも対応した健康教育資料(DVD)等を作成し、道及び市町村等が実施する健康教育等において活用します。
企業等への出前講座等の実施	受動喫煙防止対策に積極的に取り組む企業や団体を対象に、従業員等の受動喫煙に関する知識を深めるため、出前講座等を実施します。
20歳未満の者等に対する受動喫煙防止に関する講座等の実施	道立保健所において、小学校の児童や教職員等を対象に、受動喫煙防止に関する講座を実施します。 また、教育機関に対し、健康教育に携わる教職員や中学生、高校生を対象とした研修事業等の促進について働きかけます。
妊婦等への知識の普及	市町村や関係機関・団体と連携し、女性の健康週間(3月1日～8日)やがん征圧月間(9月及び10月)においてリーフレットを配布するなど、妊婦等に対する受動喫煙による影響等の正しい知識の普及を行います。 また、市町村や医療機関と連携し、妊婦や胎児等へのたばこによる健康への害を無くすため、母子健康手帳交付時や各種の健診時において、受動喫煙による影響等の情報を提供します。

3 市町村及び事業者等の取組の促進

第11条 道は、市町村が実施する受動喫煙防止対策の促進に資するよう、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 道は、事業者及び関係団体による自発的な受動喫煙防止対策を促進するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

<主な施策>

学校等における受動喫煙防止措置の促進	条例第15条の規定に基づき、保育所、認可外保育施設、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校において受動喫煙防止措置が促進されるよう、必要な情報提供や助言等を行います。
施設利用者の受動喫煙防止に取り組む公共的施設等への支援	受動喫煙防止対策に積極的に取り組む施設(第一種施設及び飲食店を除く。)を対象とした登録制度により、ステッカーの交付や道のホームページで登録施設を紹介するなど、施設利用者の受動喫煙防止に向けた取組を支援します。
道民の健康づくりに取り組む飲食店等への支援	普段の生活で活用できる健康づくりに関する情報提供、受動喫煙防止対策に積極的に取り組むこと、健康に配慮したオーダー対応やメニュー提供を行う飲食店等を対象とした登録制度により、ステッカーの交付や道のホームページで登録施設を紹介するなど、道民の健康づくりをサポートする取組を支援します。
飲食店等における受動喫煙防止のための表示の促進	条例第18条の規定に基づき屋内の全部の場所について喫煙をすることができない場所として定めた飲食店及び喫茶店において、出入口の見やすい箇所にその旨を記載した標識の掲示が行われるよう、既存の飲食店

<主な施策>

受動喫煙防止対策に係る健康教育資料の作成等	新型コロナウイルス感染症が発生している状況下においても、受動喫煙防止対策に関する学習の機会を確保するため、オンライン研修等に対応した健康教育資料(DVD)を作成し、道及び市町村等が実施する健康教育等において活用する。
企業等への出前講座等の実施	受動喫煙防止対策に積極的に取り組む企業や団体を対象に、従業員等の受動喫煙に関する知識を深めるため、出前講座等を実施する。
未成年者等に対する受動喫煙防止に関する講座等の実施	道立保健所において、小学校の児童や教職員等を対象に、受動喫煙防止に関する講座を実施する。 また、教育機関に対し、健康教育に携わる教職員や中学生、高校生を対象とした研修事業等の促進について働きかける。
妊婦等への知識の普及	市町村や関係機関・団体と連携し、女性の健康週間(3月1日～8日)やがん征圧月間(9月及び10月)においてリーフレットを配布するなど、妊婦等に対する受動喫煙による影響等の正しい知識の普及を行う。 また、市町村や医療機関と連携し、妊婦や胎児等へのたばこによる健康への害を無くすため、母子健康手帳交付時や各種の健診時において、受動喫煙による影響等の情報を提供する。

3 市町村及び事業者等の取組の促進

第11条 道は、市町村が実施する受動喫煙防止対策の促進に資するよう、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 道は、事業者及び関係団体による自発的な受動喫煙防止対策を促進するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

<主な施策>

学校等における受動喫煙防止措置の促進	条例第15条の規定に基づき、保育所、認可外保育施設、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校において受動喫煙防止措置が促進されるよう、必要な情報提供や助言等を行う。
施設利用者の受動喫煙防止に取り組む公共的施設等への支援	受動喫煙防止対策に積極的に取り組む施設(第一種施設及び飲食店を除く。)を対象とした登録制度により、ステッカーの交付や道のホームページで登録施設を紹介するなど、施設利用者の受動喫煙防止に向けた取組を支援する。
道民の健康づくりに取り組む飲食店等への支援	普段の生活で活用できる健康づくりに関する情報提供、受動喫煙防止対策に積極的に取り組むこと、健康に配慮したオーダー対応やメニュー提供を行う飲食店等を対象とした登録制度により、ステッカーの交付や道のホームページで登録施設を紹介するなど、道民の健康づくりをサポートする取組を支援する。
飲食店等における受動喫煙防止のための表示の促進	条例第18条の規定に基づき屋内の全部の場所について喫煙をすることができない場所として定めた飲食店及び喫茶店において、出入口の見やすい箇所にその旨を記載した標識の掲示が行われるよう、ステッカーの交

○新型コロナウイルス感染症の記述削除及び文言の修正

○文言の修正

○文言の修正

○文言の修正

○文言の修正

○文言の修正

○文言の修正

○取組内容の追記及び文言の修正

	をはじめ、新たに開業した飲食店へ条例の趣旨や内容等を周知するとともに、ステッカーを交付し、必要な助言等を行うことで、受動喫煙を未然に防止する環境を整備します。 ※健康増進法では、店内に喫煙専用室等を設置する施設に対し、標識の掲示義務が課せられている。
市町村への情報提供等	市町村では、独自に受動喫煙防止に関する条例制定や、住民・事業者等に向けたガイドライン(指針)の作成など、それぞれの地域の実情に応じた受動喫煙防止対策が推進されている。こうした道内の取組状況を毎年度調査し、好事例等について情報提供するなど、市町村の取組を支援します。
関係団体における取組の促進	関係団体における従業員等(親族や派遣職員等の雇用関係にない者を含む)の受動喫煙の防止に向けた自発的な取組が促進されるよう、関係団体における取組状況について毎年度調査を実施し、好事例を情報提供するなど、関係団体の取組を支援します。

	付や必要な助言等を行うことで、受動喫煙を未然に防止する環境を整備する。 ※健康増進法では、店内に喫煙専用室等を設置する施設に対し、標識の掲示義務が課せられている。
市町村への情報提供等	各市町村において、それぞれの地域の実情に応じた受動喫煙防止対策が推進されるよう、道内の取組状況について毎年度調査を実施し、好事例を情報提供するなど、市町村の取組を支援する。
関係団体における取組の促進	関係団体における従業員等(親族や派遣職員等の雇用関係にない者を含む)の受動喫煙の防止に向けた自発的な取組が促進されるよう、関係団体における取組状況について毎年度調査を実施し、好事例を情報提供するなど、関係団体の取組を支援する。

4 実施状況の調査

第12条 道は、事業者及び関係団体による受動喫煙防止対策が推進されるよう、受動喫煙防止対策の実施状況を把握するための調査を行うものとする。

<主な施策>

学校等における受動喫煙防止対策	保育所、認可外保育施設、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校における受動喫煙防止対策の実施状況について計画期間の中間年を目途に調査します。
第二種施設における受動喫煙防止対策	第二種施設の屋内及び屋外(出入口等)における受動喫煙防止対策の実施状況等について調査します。
公園等の屋外における受動喫煙防止対策	都市公園、スポーツ施設、遊戯施設等の屋外における受動喫煙防止対策の実施状況について調査します。

5 体制の整備

第13条 道は、国、市町村及び関係団体と連携して受動喫煙防止対策を推進するために必要な体制を整備するものとする。

<主な施策>

道民の健康づくり推進協議会(受動喫煙防止対策専門部会)	「すこやか北海道21」の推進について学識経験者等からの意見聴取を行うために設置した「道民の健康づくり推進協議会」の下に「受動喫煙防止対策専門部会」を設置し、受動喫煙の防止に関する効果的な対策の検討等を行います。
北海道・保健所設置市による受動喫煙対策連携会議	道内における受動喫煙対策を円滑に推進するため、北海道及び保健所設置市(札幌市、旭川市、函館市及び小樽市)で構成する「北海道・保健所設置市に

4 実施状況の調査

第12条 道は、事業者及び関係団体による受動喫煙防止対策が推進されるよう、受動喫煙防止対策の実施状況を把握するための調査を行うものとする。

<主な施策>

学校等における受動喫煙防止対策	保育所、認可外保育施設、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校における受動喫煙防止対策の実施状況について調査する。
第二種施設における受動喫煙防止対策	第二種施設の屋内及び屋外(出入口等)における受動喫煙防止対策の実施状況等について調査する。
公園等の屋外における受動喫煙防止対策	都市公園、スポーツ施設、遊戯施設等の屋外における受動喫煙防止対策の実施状況について調査する。

5 体制の整備

第13条 道は、国、市町村及び関係団体と連携して受動喫煙防止対策を推進するために必要な体制を整備するものとする。

<主な施策>

道民の健康づくり推進協議会(受動喫煙防止対策専門部会)	「すこやか北海道21」の推進について学識経験者等からの意見聴取を行うために設置した「道民の健康づくり推進協議会」の下に「受動喫煙防止対策専門部会」を設置し、受動喫煙の防止に関する効果的な対策の検討等を行う。
北海道・保健所設置市による受動喫煙対策連携会議	道内における受動喫煙対策を円滑に推進するため、北海道及び保健所設置市(札幌市、旭川市、函館市及び小樽市)で構成する「北海道・保健所設置市に

○文言の追加及び修正

○文言の修正

○内容の追記及び文言の修正

○文言の修正

○文言の修正

○文言の修正

○文言の修正

	よる受動喫煙対策連携会議」を設置し、受動喫煙対策の連携した実施について検討等を行います。
受動喫煙対策連絡会議(全庁会議)	全庁横断的に必要な情報の共有、施策を実施・推進するため、庁内全ての部、保健福祉部各課等で構成する「受動喫煙対策連絡会議」を設置し、受動喫煙対策の総合的な推進に関する事項について検討等を行います。
保健福祉部受動喫煙対策室及び道立保健所受動喫煙対策室	受動喫煙対策に関し、必要な施策を実施・推進するとともに、地域における取組の円滑な促進を図るため、「保健福祉部受動喫煙対策室」及び「道立保健所受動喫煙対策室」を設置し、関係機関等との連携・調整のほか、相談対応や情報提供、行政指導等を行います。

	よる受動喫煙対策連携会議」を設置し、受動喫煙対策の連携した実施について検討等を行う。
受動喫煙対策連絡会議(全庁会議)	全庁横断的に必要な情報の共有、施策を実施・推進するため、庁内全ての部、保健福祉部各課等で構成する「受動喫煙対策連絡会議」を設置し、受動喫煙対策の総合的な推進に関する事項について検討等を行う。
保健福祉部受動喫煙対策室及び道立保健所受動喫煙対策室	受動喫煙対策に関し、必要な施策を実施・推進するとともに、地域における取組の円滑な促進を図るため、「保健福祉部受動喫煙対策室」及び「道立保健所受動喫煙対策室」を設置し、関係機関等との連携・調整のほか、相談対応や情報提供、行政指導等を行う。

○文言の修正

○文言の修正

第8 法と連動した受動喫煙防止の取組の推進

平成30年(2018年)7月に健康増進法の一部が改正(以下「改正法」という。)され、望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の方が利用する施設等の区分に応じ、一定の場所を除き 喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権原を有する方が講ずべき措置等が定められました。

条例は、改正法の内容を踏まえて制定したものであり、道としては、法に規定する受動喫煙防止対策と連動した取組を推進します。

第8 法と連動した受動喫煙防止の取組の推進

平成30年(2018年)7月に健康増進法の一部が改正(以下「改正法」という。)され、望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の方が利用する施設等の区分に応じ、一定の場所を除き 喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権原を有する方が講ずべき措置等が定められました。

条例は、改正法の内容を踏まえて制定したものであり、道としては、法に規定する受動喫煙防止対策と連動した取組を推進します。

区分		改正健康増進法	条 例
第一種施設	保育所、認可外保育施設、幼稚園、認定こども園、小・中・高校等	原則敷地内禁煙 (屋外に喫煙場所を設置できる)	敷地内禁煙 (屋外に喫煙場所を設置できない)
	医療機関、行政機関、大学、専門学校等		法に準拠
第二種施設	事務所、宿泊施設、飲食店、スーパー、コンビニエンスストア等	屋内	原則屋内禁煙 (喫煙専用室等を設置できる)
		屋外	受動喫煙を防止するための措置を講ずることが望ましい
	飲食店の対応(経過措置)	既存の小規模飲食店(客席面積100㎡以下等)は、当面の経過措置として、店内での喫煙を選択可能 ※保健所への届出が必要	
	喫煙場所への20歳未満の立入禁止	立入禁止 (従業員、利用者等)	
	標識の掲示	喫煙	喫煙室の出入口及び当該施設の主な出入口に標識を掲示
禁煙		規定なし	
屋外	都市公園やスポーツ施設等の屋外施設(20歳未満の者等が多く利用する施設)	受動喫煙を防止するための措置を講ずることが望ましい	
20歳未満の者及び妊婦への対応		喫煙をする際は、望まない受動喫煙が生じないよう周囲の状況に配慮	喫煙場所を設置する場合は、特定屋外喫煙場所と同等の措置を講ずるよう努める 20歳未満の者及び妊婦がいる場所で喫煙しないよう努める 保護者は、養育する子どもに受動喫煙を生じさせないよう努める
従業員等への受動喫煙防止対策		従業員(雇用関係にある者)に対する受動喫煙防止対策に努める	従業員等(雇用関係にない親族や派遣職員等を含む)に対する受動喫煙防止対策に努める

<取組の内容>

説明会等の開催(再掲)	より多くの道民や事業者等に条例の趣旨や内容を理解していただくためには、改正法の理解促進が不可欠であることから、道立保健所が実施する条例の説明会等において、改正法についても合わせて説明を行います。
飲食店等における標識の掲示(再掲)	改正法においては、第二種施設は原則屋内禁煙のため、禁煙施設の表示に関する規定がないことから、条例で飲食店等における禁煙表示に関する規定を設け、飲食店等において喫煙又は禁煙のいずれかの表示がなされるようにすることで、利用者の望まない受動喫煙を未然に防止するための環境を整備します。
適切な分煙環境の整備	受動喫煙防止対策を推進する上で、適切な分煙環境を整備することが重要であることから、国が実施する「受動喫煙防止対策助成金」等の活用を飲食店等に対し

区分		改正健康増進法	条 例
第一種施設	保育所、認可外保育施設、幼稚園、認定こども園、小・中・高校等	原則敷地内禁煙 (屋外に喫煙場所を設置できる)	敷地内禁煙 (屋外に喫煙場所を設置できない)
	医療機関、行政機関、大学、専門学校等		法に準拠
第二種施設	事務所、宿泊施設、飲食店、スーパー、コンビニエンスストア等	屋内	原則屋内禁煙 (喫煙専用室等を設置できる)
		屋外	受動喫煙を防止するための措置を講ずることが望ましい
	飲食店の対応(経過措置)	既存の小規模飲食店(客席面積100㎡以下等)は、当面の経過措置として、店内での喫煙を選択可能 ※保健所への届出が必要	
	喫煙場所への20歳未満の立入禁止	立入禁止 (従業員、利用者等)	
	標識の掲示	喫煙	喫煙室の出入口及び当該施設の主な出入口に標識を掲示
禁煙		規定なし	
屋外	都市公園やスポーツ施設等の屋外施設(20歳未満の者等が多く利用する施設)	受動喫煙を防止するための措置を講ずることが望ましい	
20歳未満の者及び妊婦への対応		喫煙をする際は、望まない受動喫煙が生じないよう周囲の状況に配慮	喫煙場所を設置する場合は、特定屋外喫煙場所と同等の措置を講ずるよう努める 20歳未満の者及び妊婦がいる場所で喫煙しないよう努める 保護者は、養育する子どもに受動喫煙を生じさせないよう努める
従業員等への受動喫煙防止対策		従業員(雇用関係にある者)に対する受動喫煙防止対策に努める	従業員等(雇用関係にない親族や派遣職員等を含む)に対する受動喫煙防止対策に努める

<取組の内容>

説明会等の開催(再掲)	より多くの道民や事業者等に条例の趣旨や内容を理解していただくためには、改正法の理解促進が不可欠であることから、道立保健所が実施する条例の説明会等において、改正法についても合わせて説明を行う。
飲食店等における標識の掲示(再掲)	改正法においては、第二種施設は原則屋内禁煙のため、禁煙施設の表示に関する規定がないことから、条例で飲食店等における禁煙表示に関する規定を設け、飲食店等において喫煙又は禁煙のいずれかの表示がなされるようにすることで、利用者の望まない受動喫煙を未然に防止するための環境を整備する。
適切な分煙環境の整備	受動喫煙防止対策を推進する上で、適切な分煙環境を整備することが重要であることから、国が実施する「受動喫煙防止対策助成金」等の活用を飲食店等に対し

○文言の修正

○文言の修正

○文言の修正

	て広く周知するとともに、本制度の対象事業者や助成率等の拡充について国に要望するほか、市町村に対し、屋外分煙施設の整備に係る地方財政措置等に関する情報提供を行うなど、全ての方に望まない受動喫煙を生じさせない環境づくりを推進します。
--	--

第9 その他の取組

条例で規定していない歩きタバコの防止や三次喫煙(サードハンドスモーク)への対応について、受動喫煙防止対策と合わせて普及啓発に取り組みます。

<取組の内容>

歩きタバコの防止	<p>改正法によって一定の場所が喫煙禁止となることで、路上喫煙や歩きタバコの増加が懸念されることから、公共の場所における喫煙を制限し、快適な生活環境の確保を目的とする「北海道空き缶等の散乱の防止に関する条例」(平成15年3月14日条例第34号)の趣旨や内容を道民等に対して幅広く周知する必要があります。</p> <p>この条例では、「道民等は、歩行中であるとき、又は吸い殻入れが付近に設置されていない場合で、吸い殻入れを携帯していないときは、公共の場所において、喫煙しないよう努めなければならない。」とされており、受動喫煙防止条例と合わせ、市町村や関係団体等との連携を図りながら、リーフレットやポータルサイト等を通じて周知していきます。</p>
サードハンドスモークへの対応	<p>喫煙者からの副流煙や吐き出す煙による直接的な受動喫煙(二次喫煙)による悪影響のほか、衣類や室内に付着した煙の成分から生じる残留タバコ煙を吸入する、いわゆる「サードハンドスモーク」について、厚生労働省のホームページなどで情報提供が行われています。</p> <p>サードハンドスモークについては、新しい概念であるため、研究はまだ少なく、健康影響についてもまだ明らかになっていないが、受動喫煙の防止と合わせ、適切な情報を周知していきます。</p>

	て広く周知するとともに、本制度の対象事業者や助成率等の拡充について国に要望するほか、市町村に対し、屋外分煙施設の整備に係る地方財政措置等に関する情報提供を行うなど、全ての方に望まない受動喫煙を生じさせない環境づくりを推進する。
--	---

第9 その他の取組

条例で規定していない歩きタバコの防止や三次喫煙(サードハンドスモーク)への対応について、受動喫煙防止対策と合わせて普及啓発に取り組みます。

<取組の内容>

歩きタバコの防止	<p>改正法によって一定の場所が喫煙禁止となることで、路上喫煙や歩きタバコの増加が懸念されることから、公共の場所における喫煙を制限し、快適な生活環境の確保を目的とする「北海道空き缶等の散乱の防止に関する条例」(平成15年3月14日条例第34号)の趣旨や内容を道民等に対して幅広く周知する必要がある。</p> <p>この条例では、「道民等は、歩行中であるとき、又は吸い殻入れが付近に設置されていない場合で、吸い殻入れを携帯していないときは、公共の場所において、喫煙しないよう努めなければならない。」とされており、受動喫煙防止条例と合わせ、市町村や関係団体等との連携を図りながら、リーフレットやポータルサイト等を通じて周知していく。</p>
サードハンドスモークへの対応	<p>喫煙者からの副流煙や吐き出す煙による直接的な受動喫煙(二次喫煙)による悪影響のほか、衣類や室内に付着した煙の成分から生じる残留タバコ煙を吸入する、いわゆる「サードハンドスモーク」について、厚生労働省のホームページなどで情報提供が行われている。</p> <p>サードハンドスモークについては、新しい概念であるため、研究はまだ少なく、健康影響についてもまだ明らかになっていないが、受動喫煙の防止と合わせ、適切な情報を周知していく。</p>

○文言の修正

○文言の修正

第10 数値目標

区分	対象	現状値	目標値	数値の出典等	
普及啓発の実施	説明会等の開催箇所数	26保健所 R4	26保健所 R17	北海道保健福祉部調査 毎年	
	北海道受動喫煙防止条例に関する普及啓発を実施する市町村数	110市町村 R4	179市町村 R17	北海道保健福祉部調査 毎年	
学習機会の確保	受動喫煙の防止に係る健康教育等の実施市町村数	22*市町村 R4	179市町村 R17	北海道保健福祉部調査 毎年	
市町村及び事業者等の取組促進	学校等の敷地内における受動喫煙防止措置の実施率	100% R5	100% R17	北海道保健福祉部調査 適期	
	禁煙としている飲食店等における禁煙表示の実施率	74.6% R4	100% R17	北海道保健福祉部調査(抽出調査) 毎年	
	第二種施設の屋外における受動喫煙防止対策の実施率	66.1% R4	現状値から増加 R17	北海道保健福祉部調査(抽出調査) 毎年	
	受動喫煙防止対策を実施する都市公園(屋外)の実施率	17.5% R4	現状値から増加 R17	北海道保健福祉部調査 毎年	
	「北海道のきれいな空気の施設」の登録施設数	2,397施設 R5 (※現状値)	6,000施設 R17	北海道保健福祉部調査 毎年	
	(再掲)北海道受	改正法及び条例に関し	110市町村 R4	179市町村 R17	北海道保健 毎年

第10 数値目標

区分	対象	現状値	目標値	数値の出典等	
普及啓発の実施	説明会等の開催箇所数	24保健所 R2	26保健所 R5	北海道保健福祉部調査 毎年	
	ポータルサイトの閲覧数(月平均)	920件 R2	現状値から増加 R5	北海道保健福祉部調査 毎年	
学習機会の確保	受動喫煙の防止に係る健康教育等の実施市町村数	16市町村 R2	179市町村 R5	北海道保健福祉部調査 毎年	
市町村及び事業者等の取組促進	学校等の敷地内における受動喫煙防止措置の実施率	99.7% R2	100% R5	北海道保健福祉部調査 毎年	
	禁煙としている飲食店等における禁煙表示の実施率	81.5% R2	100% R5	北海道保健福祉部調査(抽出調査) 毎年	
	第二種施設の屋外における受動喫煙防止対策の実施率	66.3% R2	現状値から増加 R5	北海道保健福祉部調査(抽出調査) 毎年	
	受動喫煙防止対策を実施する都市公園(屋外)の実施率	17.3% R2	現状値から増加 R5	北海道保健福祉部調査 毎年	
	「北海道のきれいな空気の施設」の登録施設数	971施設 R2	3,000施設 R5	北海道保健福祉部調査 毎年	
	受動喫煙防止対	北海道受動喫煙防止	122市町 R2	179市町村 R5	北海道保健 毎年

○現状値の更新  
○目標値の修正

○数値目標の変更

○文言の修正

○文言の修正

○数値目標の更新

○文言の修正

動喫煙防止条例に関する普及啓発を実施する市町村数	て、ポスター等の配布やSNS等による情報発信など、複数の方法で普及啓発を実施する市町村					福祉部調査	
--------------------------	---	--	--	--	--	-------	--

※第1期プランの数値目標「道が制作した健康教育教材(DVD)を活用して健康教育等を実施する市町村数」を計上

第11 計画の進行管理と評価

本プランを効果的かつ着実に推進するため、「道民の健康づくり推進協議会(受動喫煙防止対策専門部会)」において、毎年度、受動喫煙防止対策の推進状況や数値目標の達成状況の評価等を行います。また、6年を経過した令和12年度を目途に中間評価を行い、受動喫煙防止対策の進捗状況を把握のうえ見直しを行い、すこやか北海道21(たばこ対策推進計画)に統合することを検討します。

本プランは、平成27年(2015年)に国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で掲げられた「持続的な開発目標(SDGs)※」の「目標3:あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活の確保し、福祉を促進する」の達成に資するものです。

※「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals:SDGs)」

2015年9月に国連で採択された、先進国を含む2030年までの国際社会全体の開発目標。17のゴール(目標)とその下位目標である169のターゲットから構成。

策を実施している市町村数	条例に関する取組等を実施する市町村	村				福祉部調査	
--------------	-------------------	---	--	--	--	-------	--

第11 計画の進行管理と評価

本計画を効果的かつ着実に推進するため、「道民の健康づくり推進協議会(受動喫煙防止対策専門部会)」において、毎年度、受動喫煙防止対策の推進状況や数値目標の達成状況の評価等を行います。

本プランは、平成27年(2015年)に国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で掲げられた「持続的な開発目標(SDGs)※」の「目標3:あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活の確保し、福祉を促進する」の達成に資するものです。

※「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals:SDGs)」

2015年9月に国連で採択された、先進国を含む2030年までの国際社会全体の開発目標。17のゴール(目標)とその下位目標である169のターゲットから構成。

○文言の追記

○文言の修正及び追記